令和３年４月８日

保護者のみなさまへ

貝塚市教育委員会
教育長　鈴木　司郎
貝塚市立第五中学校
校長　北野　久美子

インフルエンザおよび学校感染症による出席停止の扱いについて

春暖の候、保護者のみなさまにおかれましては益々ご健勝のこととお慶び申しあげます。平素より学校教育へのご理解、ご協力ありがとうございます。

さて、学校保健安全法第１９条により、生徒が感染症にかかった場合、本人の休養と流行を防ぐため出席停止（欠席扱いとしない）の措置をとることになっています。

お子様が医師により感染症と診断された場合は、右の出席停止期間を参考に、ご家庭でゆっくり休養させてください。再登校時には裏面の『登校許可意見書』のコピーを医療機関で記入していただき、担任まで提出してください。

ただし、インフルエンザに罹患した場合のみ、昨年度は、新型コロナウィルス等の感染拡大防止の観点から、貝塚市医師会・貝塚市教育委員会との協議の結果、同じく裏面の『出席停止報告書』を、保護者のみなさまに記入、提出いただくことにより意見書に代えるものとしました。今年度も、昨年度と同じく、この『出席停止報告書』を保護者のみなさまに記入、提出いただくことにより意見書に代えるものとします（コピーしてご利用ください）。

なお、登校につきましては、以下の基準や、裏面の早見表をご参考の上、出席停止を厳守していただくようお願いいたします。

裏面の『登校許可意見書』と『出席停止報告書』はホームページからもダウンロードできます。

◆インフルエンザの出席停止期間

症状が出た日を「０日」とカウントし、翌日から５日間、かつ解熱後２日間（幼時は日間）は出席停止となります。

※インフルエンザ以外の他の感染症（麻疹（はしか）、風疹（三日はしか）、水痘（水ぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、百日咳、プール熱など）については、これまで通り、登校許可書（医師による意見書）等の提出をお願いいたします。

※学校生活においては、感染症の拡大の防止が非常に大切ですので、今後もご協力をお願いします。

●学校感染症

	感染症の種類（第１８条）	出席停止期間（第１９条）
第１種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（※１）、中東呼吸器症候群（※２）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第２種	＊インフルエンザ（※３）	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日（幼児にあっては３日）を経過するまで　＊
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで＊
	麻疹（はしか）	解熱後、３日を経過するまで　＊
	流行性耳下腺炎（おたくふかぜ）	耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで　＊
	風疹	発疹が消失するまで　＊
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで　＊
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後二日を経過するまで＊
	＊ただし、病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めた場合はこの限りでない。	
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第３種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	

（学校保健安全法施行規則第 18,19 条　平成 27 年 1 月 20 日改正）

※１　病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。

※２　病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。

※３　特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。

（注＊）　インフルエンザについては、抗インフルエンザ薬が一般的になり、感染判明後すぐ投与され、感染力が消失していない段階でも解熱してしまうという状況が多く見られました。このため、感染症の蔓延予防という目的から、ウイルスの体外への排出がほぼなくなる期間として、「発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで」が出席停止期間となっています。

●インフルエンザ出席停止期間早見表●

少なくとも、発症した後5日を経過するまで出席停止となり、加えて解熱した日によって期間は延期されます。
★発症日（0日目）は病院に受診した日ではなく、38度程度の明らかな発熱が始まった日です。

	基準	発症した後5日を経過	発症日（発症後0日目）	発症後1日目	発症後2日目	発症後3日目	発症後4日目	発症後5日目	発症後6日目	発症後7日目	発症後8日目	発症後9日目
小・中学生	例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目	登校可能			
				出席停止								
	例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	登校可能			
				出席停止								
	例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能			
				出席停止								
	例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱	解熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能		
				出席停止								
	例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱	解熱	解熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能	
				出席停止								
幼児	例1	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目	発症後6日目	登園可能			
				出席停止								
	例2	発症後2日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能			
				出席停止								
	例3	発症後3日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能		
				出席停止								
	例4	発症後4日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱	解熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能	
				出席停止								
	例5	発症後5日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱	解熱	解熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	解熱後3日目	登園可能
				出席停止								

登　校　許　可　意　見　書

貝塚市立第五中学校　　年　　組　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

疾病名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

診断により、感染のおそれがきわめて少なくなったので、
月　　日以降の登校が可能である。

年　　月　　日

病　院
診療所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

学校長　様

インフルエンザによる出席停止報告書

年　　組　名前＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○　　月　　日、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿病院・診療所・クリニックを受診した結果、インフルエンザ（　　）型と診断されました。
（↑型がわかる場合ご記入ください）

○　出席停止の期間は、
（　　月　　日～　　月　　日まで）です。

※医師の指示のもと、**出席停止期間を厳守し、完治しましたので登校いたします。**

令和　　年　　月　　日

保護者　署名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

医師による証明は必要ありません。